

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教職員課

法令名	教育職員免許法	法令の番号	昭和24年法律第147号						
許認可等の種類	免許状更新講習免除申請に基づく免除	根拠条項	(平成19年法律第98号)附則第2条第5項						
審査基準	<p>1 改正免許法（平成19年法律第98号）附則第2条第5項に規定する免許状更新講習を受ける必要がないものとして、佐賀県教育委員会（免許管理者）に申請し、免除の決定を受けなければならない。</p> <p>2 免許状更新講習免除の審査は、次の事項について行う。</p> <p>(1) 佐賀県教育委員会が免許管理者となるべき者であること。</p> <p>(2) 修了確認期限の2か月前までに申請されたものであること。</p> <p>(3) 申請すべき免許状を所持していること。</p> <p>(4) 講習の受講義務が課せられている者であること。</p> <p>(5) 免除事由に該当していること。</p> <p>(6) 知識技能が不十分であることが認められないこと。</p>								
	受付機関	教職員課	処理機関	教職員課	交付機関	教職員課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間		NO	